

西ドイツの建国とルール国際管理

アデナウアー外交の起源（1948—1949年）

金子 新*

The Foundation of West Germany and International Control of the Ruhr

Shin KANEKO

This article deals with the “Ruhr Problem” in the foundation process of the Federal Republic of Germany (FRG) from 1948 to 1949. It is concerned with how the heavily industrial areas of the Ruhr in Occupied Germany were controlled economically and politically.

Firstly, the negotiations at the London Conference on the “Ruhr Problem” are analyzed in the larger context of negotiations in relation to the establishment of the FRG. For example, in France, establishment of the International Authority for the Ruhr (IAR) was a precondition for the fusion of the French occupational zone with the Anglo-American zone. However, the Anglo-American governments strongly opposed this. Despite this fact, at the London conference in February-June of 1948, America, England, and the Benelux countries ac-

* かねこ・しん：敬愛大学国際学部非常勤講師 欧州統合論・ドイツ政治外交史

Part-time Lecturer, Faculty of International Studies, Keiai University; European integration studies and German diplomatic history.

cepted the IAR since they wanted to establish the FRG as soon as possible. There, the American government gave security guarantees to guard against German remilitarization, and the French government accepted the very limited power of the IAR.

Secondly, the reactions by the FRG government to the Allied demand for German participation in the IAR are examined. The case of Federal Chancellor Konrad Adenauer is explained. German participation in the IAR and Adenauer's acceptance of the participation are explained by the Allied agreement to reduce the *demontage* of factories in the Ruhr areas.

はじめに——1948—49年： 西ドイツ建国と冷戦期西ヨーロッパの制度設計

本稿は、1948—49年の西欧国際政治を、西ドイツの建国とその西側統合という視点から考察するものである。そのことにより、戦後国際政治における「ドイツ問題」、冷戦、欧州統合の重層性を浮き彫りにすることを目指す。西ドイツの建国と西側統合は、まさにこれら3要素への対応を迫られた西欧諸国の厳しい現実政治の中から生まれたからである。

冷戦対立が先鋭化する1947年末から48年にかけて、西欧諸国およびアメリカ合衆国は2つの脅威に直面していた。1つは、深刻の度を増すソ連の脅威であり、もう1つは、依然として潜在的な強国化の危険性を孕むドイツの脅威であった。西欧諸国は、この2つの脅威を封じ込めるにふさわしい西側秩序の構築を迫られていた。その鍵は、占領ドイツの将来をどう描くかであった。

分断された、しかし復興されたドイツと共に西ヨーロッパの繁栄を築くという選択は、1948年初頭には既になされていた。弱体なドイツと、混乱し不安定な大陸ヨーロッパのままでは、共産主義の影響に簡単に飲み込まれてしまうことは明白だった。西ヨーロッパの統一と繁栄は、ドイツ分断を意味した。問題は、どのような分断国家を建設するかであり、また将来

の西ドイツ国家をも組み込み得る国際制度をどう構築するかであった。それは、現存の占領体制をどう組み替えれば西ドイツを再び軍事大国とすることなく、その経済力、工業力を西ヨーロッパの繁栄のために活用できるのか、という問い合わせであった。

こうした前提認識を基に、特に本稿は、「ルール国際管理」、すなわちフランスが要求したドイツ・ルール地帯の石炭鉄鋼産業の国際管理に着目する⁽¹⁾。それは第1に、ルール国際管理が対独管理枠組みとしてドイツ問題解決の1つの答えであったことによる。第2に、ルール国際管理は、アメリカを中心とする対独安全保障措置、すなわち対ソ・対独二重封じ込めとしての米軍の恒久的駐留と密接に絡んでいたからである。第3に、ルール国際管理自体がルール資源の「歐州化（国際化）」という意味で1つの擬似的な「歐州統合」であった一方、西ヨーロッパの経済統合や西ドイツの建国に対して重大な障害ともなったことである。西ドイツの西側統合にとって最初の課題は、西ドイツ経済を西欧経済秩序に統合することであった。しかしフランスが、ルール国際管理を歐州経済協力機構（OEEC）創設や西ドイツ樹立の前提としたがゆえに、そうした課題は困難を極めたのだった。

このように、ルール国際管理の「産みの苦しみ」は、そのまま西ドイツ建国と西ヨーロッパ経済統合の「産みの苦しみ」だった。ならばルール国際管理問題は西ドイツの誕生秘話としても充分に解明されねばならない。まして、ルール国際管理が後の欧州石炭鉄鋼共同体に発展した事実を認めるならば、ルール国際管理の歴史的意義は小さくない。にもかかわらず現実には、ルール国際管理問題を正面から論ずる研究論文はほとんど存在しないに等しい。

本稿は、経済史的にルール国際管理の起源を跡づけることを目的とはしない。むしろ本稿の意図は、冷戦対立の先鋭化する当時の欧州国際政治にあって、「ドイツ問題」の経済的側面ともいるべきルール問題が、西ドイツ建国に向けた西側諸国の対立と協調にどう影響を与えたのかを再検討することにある。またルール問題が、初代連邦首相コンラート・アデナウアー

(Konrad Adenauer, キリスト教民主同盟〔CDU〕)による西側統合外交の始動にどう影響を与えたのかという問い合わせに照準を当てる。

したがって前半の第1章では、ルール問題の先鋭化とその解決へむけた過程を、ロンドン6カ国会議の展開を通じて考察する。後半第2章では、ロンドン勧告を受けた西ドイツ側の建国過程に触れながら、ルール国際管理とルール重工業のデモンタージュ（工場解体）という二重の頸木に苦しむ西ドイツが、どのようにルール国際管理を受容していったのかを論じる。以上により、西ドイツ建国ならびに西ドイツ外交の起源において、ルール問題が果たした役割を再検討することになる。

1. 西ドイツ建国とルール国際管理

1. 対ソ脅威と対独脅威のジレンマ——西ヨーロッパの軍事協力と経済協力

1947年暮れのロンドン米英仏ソ外相理事会が決裂し、戦勝四大国によるドイツ占領体制が崩壊すると、ドイツをヨーロッパの「死活的中心」（マーシャル〔George C. Marshall〕米国務長官）⁽²⁾と見るアメリカは、西ドイツに多元的な経済・政治構造を打ち立てるべく、同盟国の協力を要請した。48年から49年にかけてのヨーロッパにおけるアメリカの外交目標は、対ソ封じ込めと西側ドイツの独立ならびに経済復興であった。この2つの目的には密接な相互関係があった。西ドイツが復興すればソ連の封じ込めに大いに寄与しうるからであった。しかし、西ドイツ国家樹立についての米英仏の足並みは48年夏の決定的な時点を過ぎてもそろっていたとは言い難かった。

確かに1947年以降、西欧諸国にとっての主な脅威は、ドイツ軍国主義の復活からソ連の軍事的・政治的脅威へと移っていた。特に48年2月25日チェコスロvakiaで無血クーデタによる共産主義政権が成立すると、他国と比べて対独脅威の比重が高かったフランスも、ソ連に対する脅威認識を高めた。だがフランスは、むしろドイツの復興に多大な恐れを抱き、またア

メリカの政策によって西ドイツが強大な武装国家として誕生することを危惧していた。

実は、アメリカ本国の政治家たちも、自分たちの新たな対独政策が対ソ関係に与える影響を恐れて、その最終結論を受け入れることを躊躇していた。確かに米英は、1948年2月9日、米英合同占領区の議会ともいべきフランクフルト経済評議会を大幅に改組し、米英地区の急速な発展の下地を作った。そのうえでフランスに米英地区に合流するよう圧力をかけた。しかしそれを指揮したマーシャル国務長官さえ、これらの行動を「暫定的措置」と解釈しようとしたのである⁽³⁾。

それでも西側諸国は、対ソ脅威と対独脅威を両睨みしながら、西ヨーロッパの安全保障と復興を急がねばならなかった。その意味において、「1948年」は、戦後の西ヨーロッパ協力、欧州統合、さらには西側同盟を考える上で画期的な年となり、その後の西側諸国の冷戦戦略、欧州統合政策、そして対独政策の展開に決定的な影響を与えた。

1948年3月17日、イギリス、フランス、オランダ、ベルギーおよびルクセンブルクは、相互防衛範囲の拡大を目指してブリュッセル条約に調印した。48年1月のベヴィン（Ernest Bevin）英外相の「西欧同盟」を提唱する議会演説に端を発するブリュッセル条約（西欧同盟）は、欧州統合の中核となることを期待された⁽⁴⁾。アメリカ政府もまた、こうした多国間型の安全保障機構を積極的に奨励した。それは、マーシャル・プランの軍事的側面と捉えられ、またドイツが復興した際の安心材料となると考えられたからである。

アメリカ国務省は、マーシャル・プランを機に形成された欧州経済協力会議（CEEC）がより緊密な西欧統合に発展すべきこと、それがベヴィンの唱える西側同盟による政治安全保障の枠組みと並行して進むべきことを望んでいた⁽⁵⁾。しかしその点に関して米英仏3国の足並みは全くそろわなかつた⁽⁶⁾。仏独の経済復興に関する協議が、錯綜する経済外交の網の上で完全にもつれてしまい、CEECの「後継機関」の設置が袋小路に陥ってしまったのだ。

1947年夏のロンドン米英仏外相会議の場でCEECの「後継機関」の創設自体は合意されていたが、そのとき、対独経済政策に関する意思決定の場が2つに分裂する事態を招いてしまった。米英仏3連合国による対独経済協議（通常ロンドンで開催）と「後継機関」である。しかも47年秋の合意によれば、前者がフランスの求めるルール国際機関の創設を公表するまで後者は創設されないという。ビドー（Georges Bidault）仏外相は、ルール重工業の国際管理が容認されない限り、「後継機関」への全面的な参加を留保した。つまり、ルール国際管理を交換条件に、「後継機関」創設と占領地区統合に関する協議に応じるというのだ。フランスの主張は、3地区を一体として「後継機関」に組み入れて一刻も早く西ドイツを樹立したい米英の方針の重大な障害となつたのである。

2. ルール国際管理問題の先鋭化

フランスがルール国際管理に固執したのには理由があった。1945年以来、ルール・ラインラント・ザール地方の対独分離を求めてきたフランスの主張は、すでに米英の手で葬られていた⁽⁷⁾。逆に米英は、ドイツと西ヨーロッパの復興をルール資源の増産をテコに実現しようとし、西側ドイツをマーシャル・プランに組み入れようとした。フランスはそれ自体には反対しなかつたが、ルール資源の生産計画から投資、財政、そして資源分配にいたるまでの広範な権限を新設の国際機関に与えることを要求し、ドイツ経済を実効的にコントロールしようと目論んだ。まさにフランスにとってルール国際管理とは、産業近代化に不可欠であった以上に国家安全保障上の課題であった。ルール管理は、非軍事化、非ナチ化と直結していたからである⁽⁸⁾。

米英はルール国際化に反対だった。石炭増産がヨーロッパ経済の生産性向上の鍵であるにもかかわらず、国際化がそれに寄与し得るかは甚だ疑問であった。しかし、フランスがあののような条件付けをする限り、米英も国際管理を大筋で容認せざるを得なかった。問題は、いつ、どのような国際機関を創設するかであった。

3国の主張は噛み合わなかった。例えばルール企業の所有問題に限ってみても、アメリカは、ルール企業の徹底した非集中化を前提としつつも私的所有の回復を求め⁽⁹⁾、フランスは国際所有を要求し、イギリスは、自国が占領するルール重工業の社会化（公有化）を志向し、ドイツの労働組合のいわゆる「共同決定」の要求を支援して、経営における労働者の発言権拡大を支持していた⁽¹⁰⁾。

「後継機関」を早急に樹立したいアメリカは、イギリスの求めるルール社会化を阻止する理由からも、フランスに一定の理解を示した。アメリカから見れば、社会化が石炭不足の解消に資するとも思えず、イギリス本国での国有化は、高能率、高生産どころか生産の停滞を生み、ポンド危機の一因となっていた。ゆえにアメリカは同じ轍をドイツに踏ませたくなかった。米占領当局としては、一刻も早くドイツ経済を復興させ、アメリカの経済的、軍事的負担を軽減することが至上命令であって、社会主義的「実験」を試みる余裕はなかった。他方フランスも社会化に反対した。公有化が後のドイツ中央政府の権限強化につながり、経済ナショナリズムを再燃させかねないと懸念があった。また社会化は、ルール資源へのフランスのアクセスを遮断するためではないかとの疑いもあった。

1948年2月12日、アメリカは、今度はイギリスを従え、日常的なルール経営を炭坑業信託組織（例えばドイツ炭坑業指導部〔DKBL〕）に委託し、所有問題は、西ドイツ樹立後にドイツ人自身に決着させる意向を示した。これは明らかに社会化のみならず国際所有をも阻止する目的だった（イギリスはなおも社会化路線に固執した）。何より厄介だったのは、この方針によって、ルール国際機関の権限と炭坑業信託組織の権限をどう調整するかという問題が生まれたことだった⁽¹¹⁾。

ルール問題は袋小路に陥った。早急に「後継機関」を創設したいアメリカは、協議にベネルクス諸国を招いて事態打開を目指した。

3. ロンドン6カ国会議（第1期：1948年2月23日—3月6日）

1948年初春、米英は、ロンドン会議にベネルクス3国を招聘して、6カ

国会議によって新たなドイツ政策を検討しようとした。ベネルクス諸国の参加によって、統合地区の拡大に抵抗するフランスを牽制しようとしたのだった⁽¹²⁾。

しかしフランスも現実には、西ドイツ樹立を認める代償としてできるだけ多くの譲歩を引き出す条件闘争に出るほかなかった。フランスにとって、ドイツ分断はもはや最低限の条件でしかなかった⁽¹³⁾。

フランスは、米英地区への参加の条件として、次の4点を挙げた。①ザール地方に対するフランスの要求が完全に満たされること。②ルール地方は国際管理の下に置かれ、ドイツ人の関与は形式的なものとされること。またルール地方は無期限に西側連合軍によって占領されること。③19世紀前半のドイツ連邦を範とした国家連合をドイツの国家形態とし、西側占領地区の諸州をできるだけ緩やかな連合体として西ドイツを樹立すること。④安全保障問題として西ドイツを完全に非武装化すること⁽¹⁴⁾。

既に、ザールをドイツから分離し、その経済をフランスに併合することは了解されていた⁽¹⁵⁾。しかし米軍駐留の無期限継続についてはまだ確言がなく、ルール問題とドイツの国家形態・憲法については、米仏で深刻な対立が見られた。

ロンドン6カ国会議は1948年2月23日に始まった。会議には外相は参加せず、代表団の構成員は軍政長官とそのスタッフ、駐英大使、外務省スタッフだった⁽¹⁶⁾。アメリカの目標は、速やかにCEECの「後継機関」を創設し、そこに西側ドイツを組み込む同意を取り付け、そして西ドイツ国家建設への道筋をつけることであった。アングロ・アメリカ流の経済秩序を導入した西ドイツ国家は、州に広範な権限が与えられた連邦国家となるべきだった。

細部に差はあるものの、イギリスはアメリカの方針に大筋で同意していた。問題はフランスだった⁽¹⁷⁾。討議の過程で、ルール問題、安全保障問題、国家形態・憲法問題をめぐる対立点が浮き彫りになった。フランス代表が全力を傾けたのはルール問題だった。マシグリ（René Massigli）駐英フランス大使は、フランス政府の明確な立場として、ドイツがヨーロッパ

における決定的なパワーとならないようあらゆる予防措置をとる方針を強調した。そのうえで彼は、フランス政府の名において、次の要求を提示した。①ルール重工業の国際的な運営、②ルール重工業生産物の分配に関する国際的な管理、③所有問題は、国際化の計画を早急に立案し、可能な限り速やかに実施すべきこと。

確かに對仏讓歩は必要だった。しかしダグラス（Lewis Douglas）駐英アメリカ大使は、マシグリ提案に反対だった。アメリカの望みは、西ヨーロッパ経済における国際化の試みが欧州統合への道を開くことであり、その第一段階として、西ドイツを単一の西ヨーロッパ経済に統合することであった。それゆえダグラスは、単にルールのみを管理対象とするのではなく、フランスやベルクルクス諸国など近隣のすべての石炭鉄鋼産業を管理対象とする国際機関を提案した。しかしこれは、ビドー仏外相の提唱した「ルールの歐州化」（ルール資源のみの歐洲的管理）を脅かすものだった⁽¹⁸⁾。

イギリス交渉団長のウィリアム・ストラング（William Strang）は、輸出用の石炭、コークス、鉄鋼の数量を国際機関によって事前に決定するという妥協案を提示した。3月4日、ダグラスも妥協案を提示した。国際機関を設置するならば、その使命は、石炭、コークス、鉄鋼生産物をドイツの国内消費分と輸出分とに分配することではなく、単に生産を監督することに留めるという内容だった。マシグリは抵抗した。フランスにとっては、自国に必要な生産物を分配できる権限を持たねば無意味であり、そもそもフランスは、ルール企業を国際所有としてフランス人経営者を送り込み、その資源を実効支配することを目指していたのだ。フランス政府にとって国際管理、国際分配、国際所有は不可分であった。

また重大な認識の差としては、フランスはルール国際機関を半ば恒久的な管理枠組みとしてイメージしていたのに対し、米英は占領期間中の時限的な制度としてしか見ていなかった。

ルール問題はフランスの国家安全保障問題であると見抜いたダグラスは、ソ連の脅威が消滅するまで米軍が欧州に駐留し続けることを暗黙の前提として6カ国協議を進めることに同意し、加えて将来の西ドイツ国家の非軍

事化を強化するための軍事安全保障委員会（Military Security Board）の創設について、6カ国会議の第2会期で協議することを提案した。ダグラスは、米軍駐留の確証が、ルール国際機関の権限からルール所有権を除外することをフランスに受容させる鍵だと考えた。さらに米英は、ルールの大企業の非集中化を強化することで、フランスの不安を少しでも和らげ、譲歩を迫ろうとしたのだった。

しかし、対立の深さを悟ったダグラスは、OEEC創設と西ドイツの憲法制定作業を優先させるため、一時ルール協議を棚上げすることを提案した。3月6日6カ国は、合意内容を「ロンドン計画」にまとめて休会し、懸案の協議を、軍政長官を中心とするベルリンの作業グループに委ねた。ルール問題に関しては、西ドイツの建国前に国際機関を設立するという合意がなされた程度であり、内容は一切未定であった⁽¹⁹⁾。

「ロンドン計画」は重要な3つの政策課題を確認した。①西側占領地区で統合した経済政策を実行する。②西側ドイツをマーシャル援助に参加させる。③西側ドイツの連邦政府を形成する。

かくて懸案だった「後継機関」は設立の運びとなった。1948年4月3日、合衆国で对外援助法が成立すると、4月16日、OEECの設立協定が調印された。この受け皿機関をテコに一層の欧州統合を促すというアメリカの構想は、ひとまず動き出した。しかしこまでの経緯で明らかのように、ことOEEC創設に関しては、ルール問題によって欧州統合の早期実現は明らかに妨害されていた。「ドイツ問題の欧洲的解決」という場合、解決の必要性が絶えず欧州統合を促進する形に作用したかのように思われがちだが、常にそうとは限らなかったことを歴史は語っている。

4. ロンドン6カ国会議（第2期：1948年4月20日—6月1日、およびその後）

ソ連は、ロンドン6カ国会議の開催をポツダム協定違反とし、ドイツを分断する策動であると非難した。3月20日ソコロフスキイ（Vassily Sokolovsky）軍政長官は連合国管理理事会から脱退し、4月1日より西側地

区からベルリンへの交通・通信の規制がソ連によって強化される、いわゆる「ミニ封鎖」が始まった。ソ連の対抗措置は、西側に不安を呼んだ。今後危機がどの程度エスカレートするのか、戦争の可能性はどれくらいか、誰も確かなことは分からなかった。まさしくロンドン6カ国会議こそ、冷戦の最初の頂点をなすベルリン封鎖の出発点となった。

フランスはもはや米ソ間の仲介人として活動する余地を完全に失った。それどころか、ソ連との戦争の恐怖が、米国の封じ込め戦略の一環である西ドイツ樹立に歩み寄らざるをえなくした。だがベルリンの作業グループも難航した。重要問題になるとケーニク（Pierre Koenig）仏軍政長官は、本国政府の支持なくして決められない、と逃げたからである⁽²⁰⁾。

4月6日から3日間ベルリンで米仏集中協議が行われた。フランス外務省は、ドイツ政策のエキスパートであるクーヴ・ドミュルヴィル（Couve de Murville）をベルリンに送り、彼とケーニク仏軍政長官、クレイ（Lucius D. Clay）米軍政長官が非公式に協議を持った。狙いは、西ドイツの国家形態問題について合意の基礎を築くことだった⁽²¹⁾。

フランスは、ドイツの国家連合化の要求を取り下げ、連邦国家化へと歩み寄った⁽²²⁾。他方、制憲議会の召集前に暫定政府の樹立を目指したアメリカは、制憲議会の召集期限を明示することで妥協した⁽²³⁾。

クレイは、3日間の討議内容を8項目のメモランダムにまとめ（「クレイ覚書」）⁽²⁴⁾、4月20日、それを土台に6カ国会議が再開された。しかし、3地区統合の具体的道筋をつける前に憲法制定作業に入るという方針は、ルール問題解決や非軍事化の制度設計を遅らせ、かえって協議全体を混乱させた。フランスにとって政治・経済・安全保障は三位一体であり、ルール問題や米軍駐留問題などで満足な結果が出せなければ、西ドイツの国家形態・憲法問題での妥協も御破算になりかねなかった。

だが、パリもジレンマに陥っていた。先のロンドン合意がすぐに「ミニ封鎖」を招いた経験から、フランスは、対ソ・対独安全保障の解決なしに安易に西ドイツ樹立を認めることに恐れを抱いた。あるいは、せめてソ連が先に東ドイツ建設に着手するまで西ドイツ建設を延期させた方が安全だ

と思われた。しかし、地区統合を迫る米英への協力を渋り続ければ、米英地区のみで単独行動に出られる懸念も大であった。

結果、ルール問題に関する更なる合意は、5月27日まで遅れた。しかも合意内容といえば、ルール資源を西側6ヵ国と西ドイツの共同管理下に置き、管理機関を西ドイツ政府の樹立前に設置するという程度であり、詳細は未定だった。ルールの経営委託問題に神経を尖らせたフランスは、炭坑信託組織の経営はあくまでルール国際機関の権限と決定に従属すべきであると強調し、この点で米英との溝は埋まらなかったのである。

6月7日、6ヵ国協議の内容は、西側ドイツに対する「ロンドン勧告」として提示された。大雑把で曖昧な勧告だった。しかし、管理理事会の決裂後の西側諸国のドイツ政策の活動基盤となり、占領時代に新展開をもたらした。民主的で連邦主義的な西ドイツ国家の中央政府の樹立を勧告し、3つの西側占領地区をOEECに組み込むことを要求した。そして西ドイツ国家の対外的性格を描き出した。西ドイツは新しい占領規約の下に置かれ、連合国が一部主権を留保する「暫定的な性格」の国家とされた。6ヵ国声明は、「新しい政府は、ドイツを分断するためではなく、最終的なドイツ統一の基礎とスタート地点を提供するために組織される」と強調したが、四大国体制の決定的崩壊を覆い隠すメッセージにはなりえなかった。

ロンドン勧告は、非軍事化と安全保障の維持という点でのみポツダム協定の枠組みに留まったが、その他の点では、西ヨーロッパと西ドイツの復興を密接に関連づけたことで、そこから離脱した。かくて西ドイツ領域は、共和国が与えられる前に、OEECに経済的統合されることになった。またその産業の心臓部も、建国に先立って国際管理下に置かれることになった。

しかしロンドン勧告後も、3地区統合、対独安全保障、ルール国際管理などの詳細決定が残されていた。鍵は、アメリカがフランスの要求にどこまで妥協するかであった。アメリカは、ドイツ再軍備を防止する恒久的な枠組みを創設し、かつて自ら提案したドイツ安全保障条約を応用することで、フランスの対独脅威を和らげ、ルール問題での譲歩を狙った。しかしフランスの求めるルール国際所有については、将来のドイツ講和会議の検

討課題として留保しようとした。さらに米英は11月10日、占領法律75号を公布して、延期されていたルール信託経営の即時実施を決めた⁽²⁵⁾。翌日からロンドン会議が再々度始まる予定だっただけに、フランスは激怒した。だが地区統合に応じないかぎりフランスが米英地区の石炭鉄鋼政策に関与できないとしても致し方なかった。

事態打開のために、マーシャル国務長官は、ドイツ政策の全領域についてシューマン (Robert Schuman) 仏外相 (1948年7月末就任)、ベヴィン英外相と個人的に協議するためパリに飛んだ。そこで彼は、3地区完全統合に先立って米英地区石炭協議にフランスが参加すること、3国合意あるいは最終的なドイツ講和条約によって変更が承認されるまでは現行のドイツ工業水準を維持することを認めた⁽²⁶⁾。

他方11月11日に始まったロンドン会議では、アメリカも自己目的に合致した妥協を引き出した。西ドイツもフランスと同等に国際機関に席を与えられ、西ドイツの票は一時的に占領当局が行使することとなった。またアメリカは、占領期間中の生産と分配に関して優越的な発言力を維持し、逆にルール機関は限定的な権限しか与えられなかった。その権限は、フランスの安全保障は満足させても経済的野心を満足させるものではなく、むしろ低関税と欧州経済のより緊密な連携を促進するものだった。かくて、ルール国際機関は、占領期間中の投資、生産、分配等の決定権限を持ち、ルール地方の石炭、コークス、鉄鋼生産を国際的に監督し、生産活動を調整し、ドイツ国内市場分と輸出分を分配する権限が付与されるも、ルール産業の国際所有は認められなかった。あくまで、過度の経済的集中とルール産業の再ナチ化を防止することが使命であった⁽²⁷⁾。これを不服としたフランスは再協議を要求したが、聞き入れられなかった。逆にアメリカは、ある種の超国家的機関という調停装置を用いることで、フランスの安全保障欲求とアメリカの望みである欧州統合とそこへの西ドイツの再統合を調和させることに成功したのだった⁽²⁸⁾。

1948年12月28日、西側6カ国はルール規約を締結してルール国際機関 (International Authority for the Ruhr: IAR, Ruhrbehörde) の設立を発表、49年4

月28日IARは始動した⁽²⁹⁾。結果、西ドイツ産業力の40%を占めるルール地方の経済的潜在力、西ドイツの石炭鉄鋼資源の実に80—90%が国際管理下に置かれた。意思決定において6カ国が2票ずつ計12票を持っていたのに対し、西ドイツは3票だった⁽³⁰⁾。

5. ロンドン会議の国際的影響——大西洋同盟、欧洲審議会、ベルリン危機

ここで簡単に、ロンドン6カ国会議の国際政治的影響についても一瞥しておこう。

ドイツ非軍事化の堅持を確認したロンドン会議の外では、将来の西ドイツの対外関係を左右する国際的な秩序形成が大きく動いていた。1つは大西洋の同盟秩序、いま1つはヨーロッパの統合秩序である。

西欧諸国にとって、アメリカの軍事力を盾とする対ソ安全保障体制の成立は、必須の条件であった。むろん米主導の同盟を形成することで、米ソ間の安全保障のジレンマの中で行動の自由を制限される懸念はあった。しかし、この点を最も懸念したイギリス政府も、プラハ政変を機に、ブリュッセル条約にアメリカを引き入れることを真剣に考えざるをえなくなった。

鍵は、西欧防衛に対する米軍の恒常的なコミットメントを西ドイツ樹立の前提条件とするフランスの意向と、平時の同盟形成を躊躇するアメリカの意向であった。ベヴィン英外相は、大西洋の安全保障システムがないかぎり、フランスは西ドイツ樹立に同意しないだろうと訴えた。また1948年3月、クレイ米軍政長官はワシントンに、戦争が「劇的かつ突然に勃発する可能性あり」との極秘電報を送った。その真の意図は、ソ連からの攻撃を懸念していたのではなく、そうすることで彼の上官たちが議会に働きかけ、軍事費の増額を承認させるのを助けることであった。しかしこの電報は当然政府を驚愕させた⁽³¹⁾。

結果的にトルーマン(Harry Truman)政権は、6月11日のヴァンデンバーグ決議という願ってもないサポートを得て、1949年4月4日の北大西洋条約の調印に至るが、このように西ドイツの建国と並行して大西洋同盟が創

設されたことは、冷戦とドイツ問題が不可分であることを象徴するものだった。

他方、ヨーロッパの欧州統合論者にとっては、やはり欧州統合の実現こそ悲願であった。緩やかな政府間協力体に留まつたOEECに失望した彼らは、1948年5月のハーグでの「ヨーロッパ会議 (the Congress of Europe)」において、「反共」を旨とする西欧に限定した統合路線を打ち出し、連邦主義的な「ヨーロッパ議会 (European Assembly)」設立を求める決議を採択した。以後、彼らは巨大な圧力運動を展開し、西欧諸国政府に統合の推進を強く要求した。しかし49年5月に設立条約が調印された欧州審議会もまた、連邦主義者の望んでいた「ヨーロッパ議会」とは程遠い政府間協力体に帰結してしまった。

だがハーグ会議は、敗戦国ドイツにとっては、国際社会への復帰という点で極めて重要な意義があった。公式の政府間国際会議とは異なるハーグ会議には、ドイツ側の参加も許された。西側ドイツの代表団長は英地区CDU議長コンラート・アデナウアー。生粋のラインラント人で保守的なカトリック教徒、戦間期から自らの欧州統合構想を持ち、戦後初期から祖国分断も覚悟の上で欧州統合を訴えてきた、筋金入りの西側統合論者だった⁽³²⁾。

しかし、このような西側の結束は、ロンドン勧告後の国際的緊張と軌を一にしていた。1948年6月20日の西側ドイツでの通貨改革のインパクトは爆発的だった。通貨改革の直接の目的は、配給制と闇市場の横行に終止符を打ち、激しいインフレを沈静させ、西側地区の経済安定を図り、マーシャル援助が効果を表すような状況を作り出すことであった⁽³³⁾。しかし、通貨は国家主権の象徴である。ソ連はこれをもう1つの主権の象徴である「軍隊」、すなわち西ドイツ再軍備への前奏として受け止めた。6月23日、ソ連は自占領区でも新通貨を導入したが、西のドイツマルクが西ベルリンにも適用されたことを契機に、翌24日、西ベルリンへの交通路を全面的に遮断し、電力・石炭供給を停止するという強硬手段に訴え、西ベルリンを陸の孤島とする拳に打って出た。狙いは2つあった。第1に、大国間協調

の占領体制に戻すこと、第2に、西側勢力をベルリンから追い出すことだった。6月30日、マーシャル米国務長官は対抗した。「我々は、ドイツ占領国政府間の合意の結果ベルリンにいるのであり、我々は留まる意志がある」⁽³⁴⁾。

ベルリンに対する兵糧攻めをうけ、マーシャルは大統領に訴えた。もしアメリカがベルリンから手を引くようになれば、「わが国のヨーロッパ政策は他のものも含め全て失敗に終わりかねないであろう」⁽³⁵⁾。トルーマンは、210万人の西ベルリン市民を支援するために、大空輸作戦の実施に踏み切った。米英空軍による飛行回数は延べ27万7,728回に及び、西側の結束を誇示した。

東西対立はベルリン危機（1948年6月—49年5月）で頂点に達し、第3次世界大戦の勃発が危惧された。プラハ政変とベルリン封鎖は、改めて西ヨーロッパの指導者らに自分たちの防衛の脆弱性を自覚させ、アメリカを含めた集団安全保障体制の必要性を認識させた。また、当時の米政府・議会に根強く存在した、平時の軍事同盟に対する抵抗感を吹き飛ばした。

ベルリンを舞台とする米ソ対立は、皮肉にもスターリンが最も阻止したいと思っていた事柄を早めてしまった。すなわち西側の軍事同盟の形成であり、西ドイツ国家の建設である。いずれも、西側の冷戦戦略の中に西ドイツをどう位置づけるのかという問題であった⁽³⁶⁾。

2. 西ドイツ建国とアデナウアー外交の起源

1. ロンドン勧告に対する西側ドイツの反応

ロンドン勧告は、締結6ヵ国の議会承認を経たのち、1948年7月1日、若干形を変えて「フランクフルト文書」として西側ドイツの州政府に手渡された⁽³⁷⁾。そして軍政長官は、州首相に対して建国の準備に着手するよう勧告した。

3部からなるフランクフルト文書こそ、基本法、そして連邦共和国成立

の形式的な出発点であり、ドイツ連邦共和国の「出生証明書」⁽³⁸⁾であった。第1文書は、憲法制定の任務とその大要についてである。来るべき西ドイツ国家は、連邦主義に基づく民主的国家であるべきであった。第2文書は、州境界の再編を要請し、第3文書は占領規約の起草を求め、その概略を示した。しかし同文書は、一般的な表現を用いて連合国内部の深刻な見解の相違を覆い隠していたため、そこから厳しい対立が生じるとしても不思議はなかった。初期西ドイツの外交方針をめぐる国内対立は、まさにこの点に起因するのである。

フランクフルト文書に対するドイツ人の反応は、歓迎と抵抗が混ざり合っていた。ドイツ側の政治指導者たちは、フランクフルト文書手交後3週間あまり、コブレンツ、リューデスハイム近郊ニーダーヴァルト、そしてフランクフルトと場所を移しながら、ほぼ休みなく協議した。7月8—10日、ドイツ諸州の首相はコブレンツに集まり対応を協議した。もちろん、州首脳の独断では決められず、ドイツ社会民主党（SPD）のエーリッヒ・オーレンハウアー（Erlich Ollenhauer）、キリスト教社会同盟（CSU）のヨゼフ・ミュラー（Josef Müller）、そしてCDUのアデナウアーら政党指導者は、州首相会議の前に別個にコブレンツに赴き、各党で会議を開いたり、州首相と非公式に折衝したりした。そのうえでコブレンツの協議を取り仕切ったのは、チュービンゲン大学の公法学者でSPDの南ヴュルテンベルク州議長であるカルロ・シュミット（Carlo Schmid）であった⁽³⁹⁾。

ドイツ側の最大の政治問題は、一般的な内政介入の可能性を示唆する占領規約と憲法原則との関連をどうするかであった。連合国は、両者は全く別個の問題であり、憲法審議が占領規約によって損なわれることはない強調し、ドイツ人の疑念を拭い去ろうと試みた。しかし結局のところ、占領規約の枠内における憲法制定と国家形成にほかならず、憲法と占領規約の関係は、被占領国の実状を明らかにすると同時に、憲法制定後も著しく制限される主権の実態を浮き彫りにした。

将来の国家統一に含みを残したいドイツ側は、連合軍が占領規約によって一定の権限を留保し、その結果、主権が完全には回復されないことを理

由に、制憲議会による通常の憲法制定手続きをとることに難色を示した。コブレンツの結論は、基本法（Grundgesetz）の土台のうえに3占領地区を暫定的に統合するということだった⁽⁴⁰⁾。ドイツ側は、西ドイツ領域の完全な自律性を要求する一方、新たに組織される諸制度に完全な国家としての性格を与えるようなことは何1つ行うべきではない、と回答したのである⁽⁴¹⁾。連合国は怒りを露わにしたが、ドイツ側からすれば精一杯の西側協調であった。彼らにとって、再統一ではなく暫定国家の形成を優先させることこそ、西側協調姿勢の最大の表明だった。

7月21日、ニーダーヴァルトにおいて州首相らは、西側諸国との協力を確認、封鎖の只中にあるベルリンの市長エルンスト・ロイター（Ernst Reuter, SPD）は、それを強力に支持した。

「民主的な中核国家（暫定的留保を伴う）を樹立するという要請を拒否すれば、占領支配（“植民地体制”）の継続とベルリン放棄の危険性につながりかねず、逆にそうした機会を生かすことなしに、自由民主主義的なドイツ統一の実現はありえない」。西ドイツの建国こそベルリン問題の平和的解決に資する、と勇敢に主張するベルリン市長⁽⁴²⁾を前にした他の州首相には、西ドイツ建国による西側協調のほかに現実的なオールタナティブはなかっただろう⁽⁴³⁾。

2. 議院評議会とドイツ連邦共和国の成立

基本法の起草作業は、1948年8月のヘレンキームゼー島における専門家委員会を経て、9月1日からのポンでの議院評議会に引き継がれた。いわゆる憲法制定議会としての議院評議会の全体議長を務めたのは、当時72歳のCDUのコンラート・アデナウアーであり、主要な委員会の議長を務めたのはSPDのカルロ・シュミットだった。

議院評議会は、基本法の起草にあたって、分断効果を相対化し、再統一効果を高く掲げることを追求した⁽⁴⁴⁾。アデナウアーは議長として開会演説に立ち、議員らを前に「固い意志」を強調した。「全ドイツの統一の可能性を維持しておく」という我々の仕事を通じて、東部ドイツ地域がいつでも

その場を見出せるような新しい国家の基本法を形作るのである」⁽⁴⁵⁾。

しかし、アデナウアーの議長としての影響力行使は、基本法の具体的な内容に対してというより、一刻も早く基本法を制定し、西ドイツ国家を誕生させることに向けられた。それは、当時すでに欧州審議会や大西洋同盟といった西ドイツの将来を左右する問題が国際政治の焦点になっており、ドイツ側の関与なしにこれらの重要な外交課題が決定されてしまうことを防ぐ必要をアデナウアーが痛感していたからである。またアデナウアーの懸念は、西側連合国が策定する占領規約（1949年4月10日公布、9月21日発効）に対するものでもあった⁽⁴⁶⁾。占領規約において連合国は、外交政策、対外経済政策、為替政策、非カルテル化、非集中化、非ナチ化、ルール管理、軍縮、賠償、工場設備解体、あらゆる防衛関連政策、難民、戦犯、国内治安に対する責任などなど、実に広範な法的管轄権を留保した。そしてルール国際機関（IAR）と軍事安全保障委員会（MSB）が、西ドイツの工業生産と非軍事化の監督にあたる。さらにドイツ人の研究開発も制限された。原子力エネルギー研究はその代表であり、航空・船舶に関わる工業生産にも制限が課された。

1949年4月6—8日のワシントン米英仏外相会議では、占領軍政府に替わる連合国高等弁務官の設置が決定し、西ドイツの西側統合と同国の主権回復との間の交換原則が確認され、西ドイツは西側協調政策を採る限りにおいて段階的に主権が回復されるとされた。

アデナウアーは、西ドイツ国家の形成を妨害しようとした共産党の反対を、老練な議事裁きで封じ込め、議院評議会が占領軍の介入によって分裂の危機に瀕したときには、政党間の妥協のために強力なリーダーシップを発揮し、占領軍と交渉しうる独占的立場を活用して当局との良好な関係を維持した。

むろんアデナウアーの西側協調は無条件ではなかった。彼はロンドン勧告に強く反対し、SPDに共同戦線を呼びかけたほどだった。ドイツ人の政府が持てる喜びよりも、ルール工業地帯からドイツの主権が無期限的に奪われることへの憤りの方が大きかった⁽⁴⁷⁾。またフランスのザール政策を

憂慮していた⁽⁴⁸⁾。

アデナウアーは、ドイツの経済力をヨーロッパ復興に活用することに異論はなかった。むしろそれは彼の欧州統合構想の中核ですらあった⁽⁴⁹⁾。

しかし彼は、こうした超国家的機関に関係各国が対等な立場で参加し、参加各国の当該産業も同様に国際化されるべきだと考えていた。その点では、先のロンドン会議におけるダグラスの主張とよく似たものだった⁽⁵⁰⁾。しかし、大原則としての西側協調姿勢は、アデナウアーに対する占領当局の信用を高め、議長在任中に、シューマッハー（Kurt Schumacher）やエアハルト（Ludwig Erhard）に並ぶ著名な指導者として、アデナウアーは一般大衆にも知られるようになった。彼は、優れた政治家の条件とも言うべき「運（フォルトナ）」に恵まれていた。

1949年5月8日、議院評議会で基本法草案が可決された（5月23日公布）。議長演説においてアデナウアーは謳いあげた。「我々はドイツ統一を望む。全き心魂よりそれを望む。我々は自由なるドイツを望む。そこにおいて我々は、他の全てのヨーロッパの人びとと同じように人間らしき存在を味わえるであろう」。彼は、ドイツ連邦共和国基本法とそれに基づくドイツ連邦共和国とその領土が、あくまで暫定的なものであることを確認し、東側地区、オーデル・ナイセ以東領域が再び1つになる希望を告白した⁽⁵¹⁾。しかしアデナウアーにとっては、「ドイツ再統一は、それ自体として最高の目標とみなされるべきではない」のだった。

基本法公布後、各党は直ちに、8月14日の第1回総選挙にむけた選挙戦に突入した。アデナウアーが属するキリスト教民主系は、長い伝統と党規律を備えた全国組織を持つSPDに対してはるかに不利であった。CDUは未だ全国組織がなく、伝統的に分権主義の強いバイエルンにはCSUという独自組織があり、CDUと緩やかに連帶しているだけであった。それゆえ首班候補も容易に確定しなかった。しかし、エアハルトの「社会的市場経済」の方針を前面に出した選挙綱領（7月19日デュッセルドルフ綱領）が国民の支持を得たこと、伝統と組織の欠如がかえってアデナウアーの強力なリーダーシップとパーソナリティを際立たせ、彼を首相候補として国

民に提示することに成功したこと、これらが功を奏し、選挙ではCDU／CSUが第一党に躍り出た⁽⁵²⁾。

選挙後の政権協議は、西ドイツのその後の15年を規定する決定的瞬間だった。8月20日のCDU／CSU幹部による政権協議では、SPDとの大連合か、自由民主党（FDP）らとの小連合かを選択する議論がなされた。結論は大方固まっていた。いまや連合国も国民の多くも小連合を望んでいた。そしてSPD側も大連合を望まないと思われた⁽⁵³⁾。

9月15日、73歳のコンラート・アデナウアーが初代連邦首相に選出された。9月20日、アデナウアーは初の政権演説に立った。彼の外交方針は明確だった。彼は、歴史的な東西振り子外交の終焉と西側統合路線を表明し、早期の主権回復、行動の自由の達成、西ドイツの安全保障の確保を目指すと強調した。そして西ドイツを文化・精神的に西側と同一化し、独仏和解を訴え、西側統合を追求する中でドイツの再統一を目指すことに国民の支持を求めた⁽⁵⁴⁾。伝統的なバランス外交と決別し、西ドイツを西欧諸国との緊密な同盟に結びつけることで、政治的対等性、ひいては主権回復を目指すというのである。「自由への唯一の道は、高等弁務官府との協調によって、我々の自由と我々の権限を段階的に拡大し続けることである」⁽⁵⁵⁾。一切の占領権限を縮小・改廃し、連邦共和国を連合国の中の客体から対等なパートナーへと移行させること、それはドイツを西側世界へ固く結びつける過程で現実のものとなる。これこそアデナウアー政治の主要目標であり、彼が政権の座に着いた最初の日から、徹底的に追求された課題であった。というのも新生西ドイツは、占領規約、ルール規約などの拘束衣を着せられた上、ボン近郊ペータースベルクに置かれた連合国高等弁務官府によって、全行政と経済が監督されたからである。高等弁務官府は、電話を傍受でき、書簡を開封でき、連邦議会の制定した法律と基本法改正に対して拒否権を発動することができた。

西側諸国は、西ドイツでの親西側政権の発足に安堵した。アチソン（Dean Acheson）米国務長官（1949年1月就任）は、西ドイツ成立以前から、統一より西側統合を優先するアデナウアーの基本姿勢に共感していた。

「我々の基本的立場は、西ドイツ政府の樹立を進めることであり、いかなる困難があろうとも、再統一はボン憲法を基礎になされるべきである」。5月18日アチソンはそう述べていた⁽⁵⁶⁾。しかしつランスは、西ドイツの西側統合を原則的には支持したが、その具体化には極めて消極的だった。

それでも西側諸国にとって最大の課題は、いかなる国際環境の中に西ドイツを組み込むかであり、逆にアデナウアー政権の課題は、どのように国際復帰を果たすのか、ということだった。西ドイツは国家としてはまだいかなる国際機関にも属しておらず、その意味で「裸」だった。連邦共和国が主権を回復しながら主権の一部を国際機関に移譲していくのかどうかは、今後の外交政策の帰趨にかかっていた。

3. ペータースベルク協定とルール国際機関への参加

不完全な連邦共和国が完全な主権回復を実現するまでの長い道程が始まった。

9月21日、連邦政府に権力を正式に移転する記念式典においてアデナウアーは新閣僚の紹介を行った。その際彼は、欧州審議会とOEECへの参加を最初の具体的な外交目標として強調した⁽⁵⁷⁾。フランスの在独高等弁務官に就任したフランソワ・ポンセ (André François-Poncet) は、全てが良好に運ぶならば制限は段階的に緩和されるであろうと告げた⁽⁵⁸⁾。

しかしアデナウアーはIAR参加には強く抵抗した⁽⁵⁹⁾。抵抗の陰にはデモンタージュ（工場解体）問題があった。ルール重工業に対する過酷なデモンタージュとそれに対するドイツ人の抵抗は、すでに海外から同情を呼ぶほど問題化しており、連合国との権威を揺るがしかねない事態となっていた。西側経済秩序への統合を強く促されながら、その裏で接収によってドイツの資産が剥奪され続けるという現実は、連合国に対する西ドイツ社会の心理的抵抗を強める一方だった。アデナウアーとしては、一向に止む気配のないデモンタージュの上にルール国際管理を受け入れることは不可能だった。失業率が9%台を超す現状にあって、もしドイツの利害を無視し、連合国に強く譲歩を迫らないならば、新政府は社民勢力からドイツを売り

渡す者と非難されるだろう。それゆえアデナウアーは、西ドイツがIAR、OEECに入る前にデモンタージュを終了すべきであるとマックロイ（John J. McCloy）米高等弁務官に訴えた。デモンタージュ問題は、たぶんに心理的な問題であったが、アデナウアー政権の外交能力を測る最初のテストであった。

むろんアデナウアーはOEECや欧州審議会にはぜひ加盟したかったし、OEEC参加が外交政策全般に与える意味を理解していた。連合国が主要な権限を留保している権力政治的な現実にあって、対決ではなく協調こそが西ドイツの交渉領域を拡大させる可能性をもたらすはずだった⁽⁶⁰⁾。アデナウアーは10月3日、高等弁務官府に覚書を送り、連邦政府と連合国間の協議を要請し、連合国間でデモンタージュに関する新たな合意がなるまで解体・接収を停止するよう要請した⁽⁶¹⁾。

アデナウアーにとっての頼みの綱はアメリカであった。1949年に入つてもアメリカの工場解体は占領初期とさして変わらなかつたのだが、新任の在独高等弁務官マックロイは、「目的なき工場解体」として現行のデモンタージュを批判した。これ以上アデナウアー政権を窮地に追い込めば、共産主義者やネオナチが勢いを増すだけだった⁽⁶²⁾。

マックロイは、9月15日のワシントン米英仏会談で、西ドイツがIAR参加に合意したらすぐにデモンタージュを止めるよう英仏に提案した。しかし英仏は聞き入れなかつた。ベヴィン英外相は、「ドイツ人は我々が与えるものは何でも取るだろう。そしてさらに要求するのだ」と突き放した⁽⁶³⁾。もし工場解体を止めれば、ルールには1,500万トンの危険な生産能力が残ることになる。現行の接収計画を完遂するには1年半ほどかかり、それはドイツが完全に改革されるまで続けられる。これがベヴィンの主張であった。

しかし10月7日の東ドイツ成立が、西ドイツと連合国の急速な歩み寄りをもたらした。西ドイツの西側統合の重要性が改めて認識され、それがデモンタージュ問題によって滞つてはならないことは明白だった。10月7日、連合国はボン政府に対しOEECへの政府代表を指名する権限を付与、25日

にはOEEC参加権そのものを譲渡した。10月31日、西ドイツが一国家としてOEECに参加すると、マーシャル・プランの主目的の1つが達成された⁽⁶⁴⁾。他方、10月下旬には、欧州審議会加盟やIAR代表派遣に関して、ポン政府内に積極論が広がりつつあった⁽⁶⁵⁾。また、ルール国際管理を「植民地政策」と強烈に批判した、ノルトライン・ヴェストファーレン州首相カール・アーノルト（Karl Arnold, CDU）も、将来的なIAR改組を前提に、暫定的解決として参加を容認し、他の州首相の同意を取りまとめていった⁽⁶⁶⁾。

その間もアデナウアーは、英仏の高等弁務官に覚書を送り、デモンタージュ緩和を訴えた⁽⁶⁷⁾。そうした中、イギリスの対応が変化した。10月26日、ベヴィンはアチソンに書簡を送り、もしアデナウアー政府がルール国際機関への参加に同意し、軍事安全保障委員会の正統性を承認し、追加的な安全保障管理を維持する必要性を認めるならば、イギリスはデモンタージュ政策を放棄するであろう、と告げた。ベヴィンは、過酷な工場解体によって連合国の大義的権威が急速に崩壊してきたこと、特にイギリス地区で世論の激しい怒りと抵抗が高まっていること、そして接収の継続は英労働党内でも大きな気がかりとなっており、英議会でもますます不評になっていることを真摯に受け止めたのであった⁽⁶⁸⁾。

問題はフランスだった。アメリカは仏独の関係改善を仲介しようと懸命だった。アメリカは当時、さらなる欧州統合の必要性を真剣に論じており、仏独和解による新たな欧州統合は、場合によっては超国家的な統合となるべきとされた。10月21日、在欧米大使はパリで会談し、今後の欧州統合の実現性を議論した。彼らはアチソンが強調するような超国家的な枠組みには懐疑的だったが、欧州統合をフランスが主導すべきという点では一致していた。いまやアメリカは、仏独和解を対欧政策の柱とし、仏独連携による欧州統合に大きな期待を寄せたのである。

10月30日、アチソン米国務長官はシューマン仏外相宛に書簡を送り、「現時点で、我々はこれ以上民主的で受容力のある状況をドイツに期待することはできない。ならば、ドイツ人に対し良心からの『優位』を与えてやることは賢明なことだと信じる」⁽⁶⁹⁾と説いた。そして、工場解体の緩和

と、欧州統合へのフランスのイニシアティブを要請したのである。

いまや高等弁務官レベルの協議ではなく外相会議が必要との認識が高まった。そこで11月9—11日、パリで米英仏外相会議が開催された⁽⁷⁰⁾。会議をリードしたのはアチソン米国務長官だった。アチソンは、ドイツの西側統合の重要性を強調し、もしドイツが「遊離した実体となれば、ドイツ政府は自らを東西間の競争にかけてあざ笑うであろう」と警告した。3国外相の出した結論は、デモンタージュ問題と安全保障問題をリンクさせることであった。工場解体の完全な終了を表明したのではなく、西ドイツ政府が連合国に対する安全保障措置に協力するかぎりにおいて、工場解体が段階的に停止されるということである。具体的には、IARへの西ドイツの参加、非軍事化を遂行するMSBへの参加がその条件とされ、重工業の非カルテル化の忠実な遂行が、残るデモンタージュの完全廃止につながるということであった⁽⁷¹⁾。また3国外相は、西ドイツが西欧経済秩序に統合されることを条件に、対外経済関係に関する西ドイツの主権を段階的に返還する方針を固めた。11月12日連合国は、西ドイツが諸外国と貿易支払協定を協議することを許した。そして11月13日、イギリス労働党書記長モーガン・フィリップはSPD宛に電報を送り、デモンタージュに関する方針転換の意向を示した。ルール社会化を前提としてデモンタージュを遂行してきたイギリスが、その軽減・停止の方針を示したことは、社会化の追求を事実上断念するに等しいものだった。

パリ3国外相会談以後、アデナウアーと高等弁務官の相互協力は、双方に有益に作用した。3弁務官は、各々の自国政府に対しドイツの健全な発展を保障し、西ドイツ政府に充分な側面支援を提供するよう求めた。そして1949年11月22日、アデナウアーと3人の連合国高等弁務官は、ペータースベルク協定を取り交わした⁽⁷²⁾。ペータースベルク協定は、ポン政府と旧敵国である西側連合国との、自由な交渉による戦後初の国際的協定であり、新時代の到来の象徴、完全主権回復への里程標たるべきものであった。この協定により、西ドイツは大幅な自決権と外交権を獲得し、諸外国への領事派遣、欧州国際組織への平和的、同権的メンバーとしての加盟が認め

られた。そしてデモンタージュの削減、7,200トン以下の船舶、650トン以下の漁船の建造に関する無制限な権利が認められた。その代替として西ドイツは、IAR参加と、石炭に関する高い輸出割当、ドイツの軍事安全保障に関するあらゆる研究調査への規制を受け入れた。これに伴い、西ドイツ政府は、連邦共和国領域における非武装の維持と、あらゆる種類の武力の形成を防止する努力を強調することになった。

おわりに

ペータースベルク協定は、西ドイツ外交の「出生証明書」として、アデナウアーの西側統合外交の船出を飾るものとなった。また同協定の策定過程で、特に乖離の大きかった米仏間の対独政策に一定の妥協が成立したことは、極めて意義あることであった。

しかし、同協定の締結がほぼアデナウアーの「個人外交」の所産であったことは、直後の連邦議会審議で槍玉に挙げられた。SPD党首シューマッハーが、アデナウアーを「連合国の大統領！」と強烈に皮肉ったことは有名である⁽⁷³⁾。しかしこのペータースベルク協定によって仏独和解の兆しが見られ、さらにルール問題にひとまず解決が与えられたことは大きな前進であった。しかも皮肉なことに、このルール国際管理が西ドイツにとっては余計な頸木であり、フランスにとっては不十分な成果であったことが、新たな枠組みを求めるインセンティブとなり、欧洲石炭鉄鋼業共同体への道を開くことになるのだった⁽⁷⁴⁾。そう考えればルール国際管理には十分な歴史的意義がある。それは、ドイツ連邦共和国の「産みの苦しみ」でありながら、結果的にシューマン・プランへの備えを果たすことになったからである。

(注)

- (1) Alan S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe, 1945–1951* (London: Methuen, 1984), p.141ff.; John Gillingham, *Coal steel, and the rebirth of Europe, 1945–1955: The Germans and French from Ruhr conflict to economic community* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp.

- (2) John Gimbel, *The American Occupation of Germany: Politics and the Military, 1945–1949* (Stanford: Stanford University Press, 1968), p. 150.
- (3) Memorandum of conversation by Samuel Reber, 18 November 1947, *Foreign Relations of the United States*, 1947, Vol. 2(以下、FRUS, 1947, IIのよう表記), p. 722.
- (4) 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交』(創文社、2001年)、97–100ページ。
- (5) *FRUS*, 1948, II, p. 68ff., 71ff.
- (6) The US Secretary of State George C. Marshall to the Political Adviser for Germany, 6 March 1948, *FRUS*, 1948, III, p. 389.
- (7) 「戦後ドイツの『ルール問題』とノルトライン・ヴェストファーレン州創設——1945年～1946年」『法学政治学論究』第53号(2002年夏季号)、329–357ページ。
- (8) Milward, *The Reconstruction of Western Europe*, p. 142ff.; 金子新「戦後の『ドイツ問題』とドイツ分断の決定——1947年のアメリカ対独政策転換を中心に」『法学政治学論究』第56号(2003年春季号)、249–279ページ。
- (9) Werner Bührer, "Return to Normality; The United States and Ruhr Industry, 1945–1955," in Jeffry M. Diefendorf, Axel Frohn, & Hermann-Josef Rupieper (ed.), *American Policy and the Reconstruction of West Germany, 1945–1955* (Cambridge: Cambridge University Press, 1993), pp. 137–145.
- (10) イギリスのドイツ占領政策の経済面を包括的に扱った研究としては、Ian D. Turner (ed.), *Reconstruction in Post-War Germany: British Occupation Policy and Western Zones, 1945–1955* (Oxford: Berg, 1989). 英占領当局とドイツ社民党、労働組合による社会化方針に関しては、Peter Hubsch, "DGB Economic policy with Particular Reference to the British Zone, 1945–9," pp. 275–280.
- (11) Milward, *The Reconstruction of Western Europe*, p. 151.
- (12) Wolfgang Krieger, *General Lucius D. Clay und die Amerikanische Deutschlandpolitik 1945–1949* (Stuttgart, 1987), S. 329.
- (13) Hans-Peter Schwarz, *Vom Reich zur Bundesrepublik: Deutschland im Widerstreit der aussenpolitischen Konzeptionen in den Jahren der Besatzungsherrschaft 1945–1949*, 2 Aufl. (Stuttgart, Klett-Cotta, 1980), LX.
- (14) Hermann Graml, *Die Alliierten und die Teilung Deutschlands* (Frankfurt am Main: Fischer, 1985), S. 197.
- (15) Murphy to Washington, 11 January 1948, *FRUS*, 1948, III, p. 22.
- (16) *FRUS*, 1948, II, p. 85.
- (17) Douglas to Secretary of State, 1 March 1948, *FRUS*, 1948, II, pp. 108–109.
- (18) Rolf Steininger, "Ruhrfrage und Sozialisierung in der anglo-amerikanischen Deutschlandpolitik 1947/8," *Vierteljahrsshefte für Zeitgeschichte*, 27 (2), 1979.
- (19) Report of the Working party on the Ruhr of the London Conference on Germany, 5 March 1948, *FRUS*, 1948, II, pp. 135–138.
- (20) *FRUS*, 1948, II, p. 158.
- (21) Krieger, *General Lucius D. Clay und die Amerikanische Deutschlandpolitik*, S. 355–356.
- (22) Erich J. Hahn, "U.S. policy on a West German Constitution, 1947–1949," in Diefendorf, Frohn, & Rupieper (ed.), *American Policy and the Reconstruction of West Germany*, pp. 27–29.
- (23) *FRUS*, 1948, II, p. 175.
- (24) Lucius D. Clay, *Decision in Germany* (Garden City: Doubleday, 1950), p. 397ff.
- (25) United Kingdom and United States Military Government Law 75: Reorganization of German Coal and Iron and Steel Industries, November 10, 1948, in Margaret Carlyle (ed.),

- Documents in International Affairs, 1947–48* (New York: Oxford University Press, 1952), pp. 637–645.
- (26) Minutes of a meeting of foreign ministers, 19 November 1948, *FRUS*, 1948, II.
 - (27) Michael J. Hogan, *The Marshall Plan: America, Britain, and the Reconstruction of Western Europe, 1947–1952* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), pp. 177–178.
 - (28) “Communiqué of the London Conference on the Ruhr, December 28, 1948,” *FRUS*, 1948, II, pp. 577–581; “Draft Agreement for the Establishment of an International Authority of the Ruhr,” *FRUS*, 1948, II, pp. 581–595.
 - (29) Das Abkommen vom 28. April 1949 über die Errichtung einer Internationalen Ruhrbehörde, in H. Michälis & E. Schräpler (Hg.), *Ursachen und Folgen. Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschland in der Gegenwart. Eine Urkunden- und Dokumentensammlung zur Zeitgeschichte*, Bd. 26, S. 212–225.
 - (30) Dominik Geppert, *Die Ära Adenauer* (Darmstadt: Wissenschaftliche Gesellschaft, 2002), S. 39.
 - (31) Richard J. Barnet, *The Alliance: America-Europe-Japan, Making of the Postwar World* (New York: 1983), p. 46.
 - (32) 傑出したアデナウアー伝は、Hans-Peter Schwarz, *Adenauer: Der Aufstieg: 1876–1952* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1991).
 - (33) マーシャル・プランと通貨改革の関係を見事に描出した論文に、Christoph Buchheim, “Marshall Plan and Currency Reform,” in Diefendorf, Frohn, & Rupieper (ed.), *American Policy and the Reconstruction of West Germany*, pp. 69–83.
 - (34) Statement by General Marshall on the Berlin Situation, June 30 1948, in Carlyle (ed.), *Documents in International Affairs*, p. 585.
 - (35) James V. Forrestal, *The Forrestal diaries: The inner history of the cold war* (New York: Viking Press, 1951), pp. 454–455, 459.
 - (36) *FRUS*, 1948, II, p. 999ff.
 - (37) http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/Nachkriegsjahre_erklaerungFrankfurterDokumente/index.html
 - (38) E. Deuerlein, *Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg 1945–1955* (Konstanz, 1965), S. 148.
 - (39) Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland (Hg.), *Carlo Schmid und seine Politik* (Berlin: Argon, 1998).
 - (40) Antwortnote der Ministerpräsidenten der westdeutschen Besatzungszonen an die Militärgouverneure mit Stellungnahme zu den Frankfurter Dokumenten, in *Der Parlamentarische Rat 1948–1949. Akten und Protokolle*. Bd.1: Vorgeschichte, hg.von Johannes Wagner (Boppard, 1975), S. 143ff.
 - (41) W. Giesselmann, “Die Koblenzer Beschlüsse vom 10. Juli 1948: eine Alternative zur Weststaatsgründung,” in *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 38 (1987), S. 348.
 - (42) David E. Barclay, *Schaut auf diese Stadt: Der unbekannte Ernst Reuter* (Berlin: Siedler, 2000), S. 249.
 - (43) Rudolf Morsey, *Die Bundesrepublik Deutschland: Entstehung und Entwicklung bis 1969*, 4, ueberarb. und erw.Aufl. (München: Oldenbourg, 1999), S. 19.
 - (44) Klaus Körner, “Die Wiedervereinigungspolitik,” in Hans-Peter Schwarz (Hg.), *Handbuch der deutschen Außenpolitik*, 2nd (München, 1976), S. 587–616.
 - (45) Konrad Adenauer, *Erinnerungen: 1945–1953* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1965), S. 152.
 - (46) http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/Nachkriegsjahre_verordnungBesatzungsstatut/

- (47) Theodor Eschenburg, *Geschichte der Bundesrepublik Deutschland*, Bd.1, (Stuttgart/Wiesbaden, 1983), S. 495.
- (48) Entwurf eines Schreibens Adenauers an Schuman, Anfang Januar 1950. *Adenauer Briefe 1949-1951*, bearb.von Hans Peter Mensing (Adenauer Rhöndorfer Ausgabe: Stiftung Bundeskanzler-Adenauer-Haus) (Berlin: Siedler Verlag,1985) S.155-157; Konrad Adenauer, *Erinnerungen: 1945-1953* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1965), S. 296.
- (49) Konrad Adenauer an den Oberbürgermeister von Duisburg, Heinrich Weitz, vom 31. October 1945, in Adenauer, *Briefe 1945-1947*. Bearb.von Hans Peter Mensing (Berlin, 1983), S. 130ff.
- (50) Charles Williams, *Adenauer: The Father of the New Germany* (London: Little, Brown & Company, 2000), p. 352.
- (51) Parlamentarischer Rat. Stenographische Berichte. 10. Sitzung. 8. Mai. 1949, S. 241-243.
- (52) 大嶽秀夫『アデナウアーと吉田茂』(中公叢書、1986年)、213-214ページ。
- (53) Beratungen führender CDU/CSU-Politiker über die Regierungsbildung, 21.8.1949., in *Aufstieg zur Ära Adenauer. Koalitionserhandlungen und Regierungsbildung 1949*, bearb.v. Udo Wengst, Düsseldorf 1985, S. 33-38 (=Quellen zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, IV. Reihe, Bd. 3).
- (54) Hagen Schulze, *Germany: A New History*, trans. by D. L. Schneider (Cambridge: Harvard University Press, 1998), pp. 301-302.
- (55) Verhandlungen des Deutschen Bundestages. Stenographische Berichte, Bd. 1 (1949), S. 22-30.
- (56) John Lamberton Harper, *American Visions of Europe: Franklin D. Roosevelt, George F. Kennan, Dean C. Acheson* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), p. 284.
- (57) Verhandlungen des Deutschen Bundestages. I. Wahlperiode 1949, Stenographische Berichte, Bd. 1 (1949), S. 22ff.
- (58) Williams, *Adenauer*, p. 352.
- (59) *Ibid.*
- (60) Verhandlungen des Deutschen Bundestages. I. Wahlperiode 1949, Stenographische Berichte, Bd. 1 (1949), S. 29.
- (61) Kabinettprotokolle, Bd. 1, S. 72.
- (62) Gillingham, *Coal steel, and the rebirth of Europe*, pp. 213-214.
- (63) Memo of tripartite conversation, Sep. 15, 1949.
- (64) Kabinettprotokolle, Bd. 1, S. 169, Anm2.
- (65) Ingo von Münch (Hg.), *Dokumente des geteilten Deutschlands*. 2.Bde. (Stuttgart: 1968), Bd. 1, S. 226ff.
- (66) Karl Arnold: *Nordrhein-Westfalens Ministerpräsident 1947 bis 1956*, Schriften des Landtags Nordrhein-Westfalen Bd.13. (Düsseldorf: 2001), S. 119-121.
- (67) Adenauer an den Geschäftsführenden Vorsitzenden der Alliierten Hohen Kommission, General Sir Brian H. Robertson, in Konrad Adenauer, *Briefe 1949-1951* (Berlin, 1985), S. 133.
- (68) Bevin to Acheson, Oct 28, 1949, *FRUS*, 1949, III, pp. 618-619.
- (69) Acheson letter to Schuman, Oct. 30, 1949, *FRUS*, 1949, III, pp. 623-624.
- (70) *FRUS*, 1949, III, p. 294ff. Protokollauszüge in Horst Lademacher, Walter Mühlhausen (Hg.), *Sicherheit, Kontrolle, Souveränität: Das Petersberger Abkommen von 22. November 1949* (Kassel: 1985), S. 373ff.
- (71) PRO/FO 800/448 Bevin Papers, memo of tripartite conversation, Nov. 11, 1949, *FRUS*,

- 1949, III, p. 635ff., 366ff.
- (72) http://www.dhm.de/lemo/html/dokumente/JahreDesAufbausInOstUndWest_vertragPetersbergerAbkommen/index.html
- (73) Peter Merseburger, *Der schwierige Deutsche: Kurt Schumacher: Eine Biographie* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1995), S. 459–462.
- (74) 欧州石炭鉄鋼共同体の生みの親となるジャン・モネ (Jean Monnet) は、1948年の春夏を通して、ルール機関を純粋な欧州の機関に移行させようと努力していたとの説もある。P. Melandri, *Les Etats-Unis face à l'unification de l'Europe 1945–1954* (Paris, 1980), pp. 154–155.